

起因物分類コード表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号					
大	中	小		大	中	小						
1	動力機械	11	111	原動機	3	その他の装置	31	311	ボイラー			
		12	121	動力伝導機構			32	321	化学設備			
		13	木材加工用機械	131			丸のこ盤	33	331	ガス溶接装置		
				132			帯のこ盤	34	341	炉 窯		
				133			かんな盤	35	351	送配電線等		
				134			角のみ盤、木工ボール盤	36	361	人力クレーン		
				135			面とり盤、ルータ、木工フライス盤	37	371	はしご等		
				136			チェーンソー	38	381	玉掛用具		
				139			その他の木工用機械	39	391	その他の装置、設備		
		14	建設機械等	141			整地・運搬、積込み用機械	4	仮設物、建築物、構築物等	41	411	足場
				142			掘削用機械			42	421	支保工
				143			基礎工事用機械			43	431	階段、棧橋
				144			締固め用機械			44	441	開口部
				145			解体用機械			45	451	屋根、はり、もや、けた、合掌
				146			高所作業車			46	461	作業床、歩み板
				149			その他の建設用機械			47	471	通路
		15	金属加工用機械	151			旋盤	5	物質・材料	51	511	爆発性の物等
				152			ボール盤、フライス盤			52	521	金属材料
				153			研削盤、バフ盤			53	531	木材、竹材
				154			プレス機械			54	541	石、砂、砂利
				155			鍛圧ハンマー			55	551	その他の材料
				156			シャワー			61	611	荷姿のもの
				159			その他の金属加工用機械			62	621	機械装置
		16	一般動力機械	161			遠心機械	7	環境等	71	711	地山、岩石
				162			混合機、粉碎機			72	721	立木等
				163			ロール機（印刷ロール機を除く）			73	731	水
				164			射出成型機			74	741	異常環境等
				165			食品加工用機械			75	751	高温、低温環境
				166			印刷用機械			76	761	その他の環境等
				167			産業用ロボット			91	911	その他の起因物
		17	車両系木材伐出機械等	171			伐木等機械	9	その他	92	921	起因物なし
				172			走行集材機械			99	999	分類不能
				173			架線集材機械					
179	その他の車両系林業用機械											
21	動力クレーン等			211	クレーン							
				212	移動式クレーン							
				213	デリック							
		214	エレベータ・リフト									
		215	揚貨装置									
		216	ゴンドラ									
		217	機械集材装置、運材索道									
		218	簡易架線集材装置									
		219	その他の動力クレーン等									
		221	トラック									
22	動力運搬機	222	フォークリフト									
		223	軌道装置									
		224	コンベア									
		225	ローダー									
		226	ストランドルキャリア									
		227	不整地運搬車									
		229	その他の動力運搬機									
23	乗物	231	乗用車、バス、バイク									
		232	鉄道車両									
		239	その他の乗り物									

## 事故の型分類コード

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	<p>人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。</p> <p>乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。</p> <p>車両系機械などとともに転落した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して墜落した場合には感電に分類する。</p>
2	転倒	<p>人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに転倒した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して倒れた場合には感電に分類する。</p>
3	激突	<p>墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。</p> <p>・ 車両系機械などとともに激突した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
4	飛来・落下	<p>飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。</p> <p>容器等の破裂によるものは破裂に分類する。</p>
5	崩壊・倒壊	<p>堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。</p> <p>立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。</p>
6	激突され	<p>飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
7	はさまれ・巻きこまれ	<p>物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態であつた場合をいう。</p> <p>プレス、金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。</p> <p>ひかれる場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
8	切れ・こすれ	<p>こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。</p> <p>刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。</p>
9	踏み抜き	<p>くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。</p> <p>床、スレート等を踏み抜いたものを含む。</p> <p>踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。</p>
10	おぼれ	<p>水中に墜落しておぼれた場合を含む。</p>

分類番号	分類項目	説明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をとともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故(その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。